

ライブハウス・ライブホールにおける
新型コロナウィルス感染拡大予防ガイドライン

初版作成日：令和 2 年 6 月 13 日

最終更新日：令和 3 年 12 月 27 日

一般社団法人ライブハウスコミッショն

NPO 法人 日本ライブハウス協会

一般社団法人日本音楽会場協会

1. はじめに	3
2. 感染防止のための基本的な考え方	3
3. 店舗事業者が講じるべき具体的な対策	4
(1) リスク評価	4
① 接触感染のリスク評価	
② 飛沫感染のリスク評価	
③ 集客施設のリスク評価	
④ 地域における感染状況のリスク評価	
(2) 店舗内の各所における対応策	5
① ライブスペース内	
② 会場入口	
③ チケット窓口	
④ ロビー、休憩スペース、喫煙所等	
⑤ 楽屋、控室	
⑥ トイレ	
⑦ 飲食スペース、物販エリア等	
⑧ 清掃、ゴミの廃棄	
(3) 従事者に対する感染防止策	10
(4) 周知、広報	10
(5) 保健所との関係	10
(6) 職場における検査の更なる活用・徹底	11
4. 公演主催者が講じるべき具体的な対策	11
<公演前の対策>	12
(1) 入場制限	
(2) 来場者との関係	
(3) 公演関係者との関係	
<公演当日の対策>	14
(1) 周知、広報	
(2) 来場者の入場時の対応	
(3) 来場者の感染防止策	
(4) 公演関係者の感染防止策	
(5) 公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策	
(6) 物販	
(7) 来場者の退場時の対応	
<公演後の対応>	18
(別紙)「大声なし」公演の定義とチェックリスト	19

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月14日。以下「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、ライブホール、ライブハウス等店舗における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として留意すべき事項を整理し、今後の取組の参考に供するため作成するものです。

本ガイドラインでは、提言4. (2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」における留意点及び「事務連絡」を参考に、京都大学 ウィルス・再生医科学研究所の宮沢孝幸准教授(附属感染症モデル研究センター ウィルス共進化研究分野主催)より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴したご意見・コメントも踏まえて、場面ごとに具体的な感染拡大予防措置を示しています。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見、店舗を利用する公演主催者であるイベント、プロモーター並びに実演家団体等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜かつタイムリーに改訂を行うものといたします。

2. 感染防止のための基本的な考え方

ライブホール、ライブハウス等店舗の事業者(以下「店舗事業者」という。)、店舗にて公演を行う主催者(以下「公演主催者」という。)は、店舗の規模や公演の様態を十分に踏まえ、店舗の管理・運営に従事する者(以下「従事者」という。)、公演を鑑賞等するために店舗に来場する者(以下「来場者」という。)、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ(公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要な対策を講じる必要があります。

3. 店舗事業者が講じるべき具体的な対策

(1)リスク評価

店舗事業者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染①及び飛沫感染②のそれぞれについて、従事者、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行うことが求められます。

また、それらの公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否を公演主催者と協議のうえ判断する必要があります。

店舗の利用にあたっては、店舗事業者がそれらのリスク評価に基づき、リスクを回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演主催者に対してその旨を伝え、改善を要請する必要があります。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機、ロック一等)には特に注意を要します。

② 飛沫感染・マイクロ飛沫感染のリスク評価

店舗における換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、店舗内で大声を出す場所がどこにあるか等の状況を評価します。

③ 集客施設のリスク評価

公演の開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、店舗内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの店舗の来場実績等に鑑み、評価します。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価します。

(2) 店舗内の各所における対応策

① ライブスペース内

- ・ 店舗事業者は、公演主催者に対して、従前の収容人数の50%程度にて公演を開催するよう要請してください。但し、次のいずれにも該当するものに関しては、50%を越えて収容可能とします。
 - a) これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が歓声・声援等を発し、又は歌唱するなどの実態が見られないもの。
 - b) これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止策の徹底が行われるもの。
 - c) 当該公演において、大声を出さないことが確実に担保できるもの。
(別紙 19 頁: チェックリスト参照)
 - d) 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が適切に実施されるもの。
 - e) 人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保できるもの。
 - f) 飲食を行わないことが徹底されているもの。
- ・ なお、緊急事態宣言期間及びまん延防止等重点措置期間においては、上記に加えて来場者全員がワクチン接種済証明、もしくは検査による陰性証明を提示、確認可能な場合(「ワクチン・検査パッケージ」活用の場合)においてのみ、50%を越えて収容可能とします。
- ・ 店舗事業者は、各回の公演ごとに、その公演前に、会場内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行います。なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いるようにする必要があります。(以下、消毒液に関する記載において同じ。)

- ・ 店舗事業者は、各店舗の形態に応じて適法な空調設備を設置する必要があります。また公演の前後及び公演の休憩中にドアを開いたり、機械等により会場内の換気を行うなど、公演中も定期的に適切な換気を行ってください。(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上が望ましい。)

なお、施設の換気について、厚生労働省作成「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に取り組んで下さい。

(参考)「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>

※以下「換気」に関する記述部分は上記「「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」等を参考にして下さい。

- ・ 店舗事業者は、特に換気が悪くなりやすい場所に CO2 測定装置等を設置し、常に CO2 濃度をなるべく 1000ppm 以下に保ってください。空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も有効です。乾燥する場合は、湿度 40% 以上を目安に加湿してください。
- ・ 店舗事業者は、公演中に来場者同士が接触したり、ステージ前に押し寄せたりしないように、座席や立ち位置を固定するなど、区域内の適切な行動確保が可能となるような適宜の対策を講じてください。
- ・ 店舗事業者は、公演主催者及び来場者に対して、出演者(演奏者・歌唱者等)と観客の間の距離を、なるべく 2m 確保するよう要請してください。それができない場合は、出演者から飛沫が拡散しないための適宜の対応(発声部分を中心に透明の遮蔽物を設ける等)を行うなど、飛沫感染対策を行ってください
- ・ 店舗事業者は、公演主催者及び来場者に対して、公演中も常時マスクを正しく着用するよう要請してください。マスクは品質の確かな製品(できれば不織布)を着用するよう要請してください。**※マスクの正しい着用方法については、以下の映像を参照 https://youtu.be/KA0f_QVNPVI 『出典：政府インターネットテレビ』**

② 会場入口

- ・ 店舗事業者は、会場のすべての入口に、手指消毒用の消毒液を設置してください。不足が生じないよう定期的な点検を行う必要があります。
- ・ 会場入口の行列では、人ととの十分な間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・ 来場者には常時マスクを正しく着用するよう要請してください。マスクは品質の確かな製品(できれば不織布)を着用するよう要請してください。着用のない来場者には注意喚起をおこなってください。
- ・ マスクを持参していない来場者には、主催者側で配布できるように要請し、着用率 100%を担保してください。

③ チケット窓口

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン、或いはマスクの着用等により購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ チケット窓口の行列では、人ととの十分な間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・ 現金の取扱いができるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 現金、クレジットカードの受け取りにはコイントレイ等を使用し、作業前後は、トレイの消毒や石鹼・流水による手洗いを徹底してください。
- ・ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクを着用するようにしてください。作業前後は、石鹼・流水による手洗いを徹底して下さい。

④ ロビー、休憩スペース、喫煙所等

- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう表示等により促すようにしてください。
- ・ 特にデルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、大声での会話や長時間の会話を控えるよう啓発徹底を行うとともに、場合によっては個別に注意を行う旨も予め表示してください。

- ・ 公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行ってください。
- ・ 常時、人ととの十分な間隔を確保するよう要請してください。
- ・ 常時換気を徹底してください。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を励行してください。

⑤ 楽屋、控室

- ・ 常時換気を徹底してください。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。

⑥ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行ってください。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- ・ ペーパタオルを設置するか、個人のハンカチ等を使うように徹底してください。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないようにしてください。
- ・ トイレの混雑が予想される施設の場合、密にならないようトイレの同時使用人數を必要に応じ制限するとともに、人ととの十分な間隔を空けた整列を促すようにしてください。
- ・ トイレ内は、常時換気を徹底してください。

⑦ 飲食施設、物販エリア等

- ・ 現金の取扱いができるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 現金、クレジットカードの受け渡しにはコイントレイ等を使用し、トレイや手指の消毒を徹底してください。
- ・ 飲食物を提供する場合は、感染防止対策を実施した上で、飲食可能エリアを設定してください。併せて人ととの十分な間隔を開けて座席を配置するよう努め、真正面の配置を避けるか、またはテーブル上の区切りのパーテーション（アクリル板等）を設けるなど工夫をしてください。可能な限り、第三者認証制度により自治体が認める「認証店」となることが望ましいです。
- ・ 混雑時の入場制限を実施してください。
- ・ 施設内の換気を徹底してください。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底してください。
- ・ 飲食施設に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒や石鹼・流水による手洗いを徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するようにしてください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努めてください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン、或いはマスクの着用等により購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないようしてください。
- ・ 飲食の提供については、「外食業の事業継続のためのガイドライン」も参照し、遵守するようにしてください。

⑧ 清掃・ゴミの廃棄

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 鼻水、唾液などがついたゴミはビニール袋に入れて密閉して縛ってください。

- ・ 作業を終えた後は、石鹼・流水による手洗いを行ってください。

(3)従事者に関する感染防止策

- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫してください。
- ・ マスク着用、手指消毒や石鹼・流水による手洗いを徹底してください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・ 出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行ってください。
- ・ 店舗事業者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(4)周知・広報

- ・ 感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報してください。
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 人ととの十分な間隔確保の徹底
- ・ 当該「ライブハウス・ライブホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に従った取組みを行う旨を、事前にホームページや SNS にて公表してください。

(5)保健所との関係

- ・ 公演において感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。

(6) 職場における検査の活用・徹底

- ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握してください。
- ・体調が悪い場合には出勤させず、自宅療養する社内ルールを徹底してください。
- ・出勤後に少しでも体調が悪い従事者が見出された場合や従事者が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、抗原簡易キットを活用して検査を実施してください。
- ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施してください。

尚、抗原簡易キットの購入にあたっては、可能な限り ① 連携医療機関を定めること
② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることを推奨します。

これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照のこと。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>（令和3年6月 25 日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>（令和3年8月 13 日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」）

4. 公演主催者が講じるべき具体的な対策

公演主催者が講じるべき具体的な対策は、公演主催者において、公演時の地域における新型コロナウイルスの感染状況等により、その感染防止対策の必要性や水準が決定されることに鑑み、以下は参考のための例示として掲げるものです。

公演主催者が必要な措置を講じていないと認められる場合、店舗事業者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行ってください。

※ 店舗事業者が公演を主催する場合には、店舗事業者が講じるもの

＜公演前の対策＞

(1) 入場制限

- ・ 公演主催者は、公演の企画にあたって、入場者の密集を制限する方策の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - 入館可能時間、開演時間の前倒し、入館可能者数の制限
 - (入館待機列の設置等)
 - 日時指定予約の導入
 - 大人数での来館の制限 等
- ・ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の方法について慎重に対応を検討してください。
- ・ 持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2) 来場者との関係

- ・ チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えもらうケースを事前に周知するようにしてください。
- ・ 平熱以上の熱がある方、5日以内に平熱を超える発熱をされた方は来場を控えてもらうよう、事前に周知するようしてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされてい

る国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は来場を控えてもらうよう、事前に周知するようしてください。

- ・ 接触確認アプリ(COCOA)や QR コードを用いた追跡アプリ等を必ずインストールしてもらい、その旨を事前に周知するようしてください。
- ・ 出演者と観客が、公演前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがある公演については開催を見合わせてください。
- ・ 当該「ライブハウス・ライブホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に従った取組みを行う旨を、事前にホームページや SNS にて公表してください。

(3) 公演関係者との関係

- ・ 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。
- ・ 楽屋等では、手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を行い、対応が難しい場合には使い捨ての皿やコップを使用してください。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・ その他、リハーサルや仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じるようしてください。

<公演当日の対策>

(1)周知・広報

- ・感染予防のため、店舗事業者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

-咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底

-人ととの十分な間隔の確保の徹底

-過度な飲酒への注意喚起

-大声での歓声・声援を控えること

-上記、指示に従えない場合は退場いただく可能性がある旨の事前承諾

(2)来場者の入場時の対応

- ・以下の場合には、入場しないよう要請してください。
 - ① 来場時に検温を行い、体温が 37.5°C 以上の場合、または 37.5°C 未満でも平熱よりも高いことが明らかな場合
 - ② 咳・咽頭痛などの症状(軽度などを含む。)がある場合
 - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・店舗事業者と協力の上、余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開演時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- ・入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。

- ・ 入場時の検温等により、有症状を理由に入場できなかつた際は、有症状者の入場を確実に防止するための措置(チケット代の払い戻し等)を講じてください。

(3) 来場者の感染防止策

- ・ マスク着用及び定期的な手指消毒を要請してください。
- ・ 来場人数は従前の 50%程度とし、座席がない場合は十分な人ととの間隔(最低 1m)をあけるよう要請してください。(但し、前項「3. 店舗事業者が講じるべき具体的な対策」-(2)「店舗内の各所における対応策」-①記載の要件[5 頁]を充たせば、50%を越えて収容可能)
- ・ 公演中も常時マスクの正しい着用を要請してください。マスクは品質の確かな製品(できれば不織布)を着用するよう要請してください。
- ・ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知してください
- ・ 来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにしてください。
- ・ 場内における大声での歓声・声援は控えるよう促してください。大声を発出する観客には注意喚起をおこなえる体制を確保してください。
- ・ 自席や指定されたエリアを離れてステージ前へ押し寄せるなどの行為は禁止してください。
- ・ 店舗事業者が要請するルールやマナーを遵守できない来場者へは退場を促してください。
- ・ 店舗事業者と協力の上、密集状態が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定してください。
- ・ 休憩中のトイレ混雑を避けるため、休憩時間を十分にとれる時間配分を行ってください。

- ・ 喫煙所が設置されている場合、その利用にあたっては人ととの十分な距離を取れるよう人数制限を設け、マスク無しでの会話は禁止するよう要請してください。

(4) 公演関係者の感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・ 各自検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には自宅待機とするようにしてください。
- ・ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・ 特に合唱等、多人数で声を発する公演に関しては、出演者間での飛沫感染を防ぐ為、出演者間で十分な間隔をとる等、適宜の対策を講じてください。
- ・ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

(5) 公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が公演中に発生した場合、速やかに然るべき方法で隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底し、対応前後には手洗い、手指消毒を徹底してください。

- ・速やかに、保健所へ連絡し、指示を受けてください。

(6)物販

- ・現金の取扱いができるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・パンフレット等の物販を行う場合、人ととの十分な間隔を開けて整列していただくようにしてください。
- ・物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

(7)来場者の退場時の対応

- ・退場時は場内アナウンスまたは適宜な方法(主催者のホームページやSNS等)で、来場者に対し、公演後2週間以内に感染が疑われる症状が発生した場合の対処の仕方(各自治体が定める問い合わせ窓口や検査の方法等)を、再度周知してください。
- ・退場時の密集回避のため、時間差退場等の措置を講じてください。
- ・出待ちや面会等は禁止を要請してください。
- ・公演終了後は、交通機関や飲食店などにおける分散利用を促し、感染予防を怠らないよう注意喚起をおこなってください。

<公演後の対策>

- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ 入場者の連絡先を記載した名簿を整理し適切な期間（当面の間 1ヶ月を目安に）保存してください。
- ・ なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じるようにしてください。

※監修：宮沢孝幸（京都大学 ウィルス・再生医科学研究所 附属感染症モデル研究センター ウィルス共進化研究分野主宰）

※当該ガイドラインは、今後、感染の動向や専門家の知見をもとに、適宜遅滞無く見直しを図っていきます。

(別紙)

「大声なし」公演の定義とチェックリスト

【定義】

- ・「大声あり」：観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する公演又は必要な対策を十分に施さない公演
- ・「大声なし」：上記以外の公演

【ライブハウス・ライブホールにおける「大声なし」公演のチェックリスト】

- 出演者と一緒に声を出して観客に歌わせることをしない、させない
- コール＆レスポンスを行わない、誘発しない
- 観客を煽って、声を発生させるような行為をしない
- 休憩中や飲食スペースで大声での会話を誘発する大音量でのBGMやDJを行わない
- 声を出している観客に対して、個別に注意、制止、退場処分等の措置を講じる体制が確保できる
- 「大声なし」公演であっても飛沫抑制のため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用を周知・徹底させる。

※尚、大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。

※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。